府令・省令

○内閣府令・法務省令第四号

金融サービスの提供に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二十二条第十二項の規定に基づき、金融サービス仲介業者保証金規則を次のように定める。

令和三年六月二日

内閣総理大臣　菅　義偉
法務大臣　上川　陽子

金融サービス仲介業者保証金規則

（権利の実行の申立ての手続）

第一条　金融サービスの提供に関する法律施行令（平成十二年政令第四百八十四号。以下「令」という。）第二十八条第一項に規定する権利の実行の申立てをしようとする者は、別紙様式第一号により作成した申立書に金融サービスの提供に関する法律（以下「法」という。）第二十二条第六項の権利（以下「権利」という。）を有することを証する書面を添付して、金融庁長官（令第四十六条第一項の規定により金融庁長官の権限が財務局長又は福岡財務支局長に委任されている場合にあっては、当該財務局長又は福岡財務支局長。以下同じ。）に提出するものとする。

（権利の申出の手続）

第二条　令第二十八条第二項に規定する権利の申出をしようとする者は、別紙様式第二号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、金融庁長官に提出するものとする。

（仮配当表の作成等）

第三条　令第二十八条第四項の規定による権利の調査のため、金融庁長官は、同条第二項の期間が経過した後、遅滞なく、仮配当表を作成し、これを公示し、かつ、当該権利の調査の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者（法第十一条第六項に規定する金融サービス仲介業者をいう。以下同じ。）及びこれと法第二十二条第三項の契約を締結している者（以下「受託者」という。）にその内容を通知しなければならない。

2　金融庁長官は、金融サービス仲介業者の営業所又は事務所の所在地を確知できないときは、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知をすることを要しない。

（意見聴取会の開催）

第四条　令第二十八条第四項の規定による権利の調査の手続は、金融庁長官の指名する職員が議長として主宰する意見聴取会によって行う。

2　令第二十八条第一項の規定による権利の実行の申立てをした者、同条第二項の期間内に権利の申出をした者又は前条第一項に規定する金融サービス仲介業者若しくは受託者（第八条第四号及び第九条において「関係人」と総称する。）は、病気その他のやむを得ない理由により意見聴取会に出席することができないときは、口述書を提出して、意見聴取会における陳述に代えることができる。

第五条　議長は、必要があると認めるときは、学識経験のある者その他の参考人に対し、意見聴取会に出席することを求めることができる。

第六条　議長は、議事を整理するため必要があると認めるときは、意見の陳述、証拠の提示その他の必要な事項について指示をすることができる。

2　議長は、意見聴取会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を乱し、又は不穏な言動をする者を退去させることができる。

第七条　議長は、必要があると認めるときは、意見聴取会を延期し、又は続行することができる。この場合において、議長は、あらかじめ、次回の期日及び場所を定め、これを公示し、かつ、第三条第一項に規定する金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

2　第三条第二項の規定は、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

第八条　議長は、意見聴取会について次に掲げる事項を記載した調書を作成し、これに署名押印しなければならない。

一　意見聴取会の事案の表示
二　意見聴取会の期日及び場所
三　議長の職名及び氏名
四　出席した関係人の氏名及び住所
五　その他の出席者の氏名
六　陳述された意見の要旨
七　第四条第二項の口述書が提出されたときは、その旨及びその要旨
八　証拠が提示されたときは、その旨及び証拠の標目
九　その他議長が必要と認める事項

第九条　関係人は、前条の調書を閲覧することができる。

（配当の実施の順序）

第十条　第三条第一項に規定する保証金のうちに、金融サービス仲介業者が供託したもののほかに、受託者が供託したものがある場合には、金融庁長官は、当該金融サービス仲介業者が供託した保証金につき先に配当を実施しなければならない。

（配当の手続等）

第十一条　金融庁長官は、配当の実施のため、供託規則（昭和三十四年法務省令第二号）第二十七号書式、第二十八号書式又は第二十八号の二書式により作成した支払委託書を供託所に送付するとともに、配当を受けるべき者に同令第二十八号書式により作成した証明書を交付しなければならない。

2　金融庁長官は、前項の手続をしたときは、当該支払委託書の写しを当該配当の対象となる保証金に係る金融サービス仲介業者及び法第二十二条第四項の規定により当該保証金の全部又は一部を供託した受託者に送付しなければならない。

3　第三条第二項の規定は、前項の規定による支払委託書の写しの金融サービス仲介業者への送付について準用する。

（保証金の取戻し）

第十二条　法第二十二条第一項、第四項又は第八項の規定により保証金を供託した者（第十五条第三項の規定の適用がある場合にあっては、同項の規定により保証金を供託したものとみなされる金融サービス仲介業者を含む。次条第一項から第三項まで及び第六項において「供託者」という。）は、当該保証金の取戻しについて法第二十二条第十項の規定により金融庁長官の承認を受けようとするときは、取戻しの事由及び取戻しをしようとする金銭の額又は取戻しをしようとする有価証券（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる国債（以下この項において「振替国債」という。）を含む。以下同じ。）の名称、枚数、総額面等（振替国債については、その銘柄、金額等とする。次条第八項及び第十四条第二項において同じ。）を記載した別紙様式第三号により作成した保証金取戻承認申請書に取戻しをすることができることを証する書面及び法第二十二条第十一項の指定に関し参考となる書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。

2　金融庁長官は、前項の承認をしようとするときは、法第二十二条第十項第三号の規定による保証金の取戻しを承認する場合を除き、前項の保証金につき権利を有する者は六月を下らない一定の期間内にその権利の申出をすべきこと及びその期間内に申出をしないときは配当手続から除斥されるべきことを公示し、かつ、その旨を当該保証金に係る金融サービス仲介業者及び受託者に通知しなければならない。

3　第三条第二項の規定は、前項の規定による金融サービス仲介業者への通知について準用する。

4　第二項の権利の申出をしようとする者は、別紙様式第四号により作成した申出書に権利を有することを証する書面を添付して、これを金融庁長官に提出するものとする。